

# 公文書館だより

第1号 平成13年9月27日

企画部公文書館発行 3579-2291

板橋区公文書館は、開館してから、ほぼ1年半を迎えようとしています。

皆さんの中には、文書の移管事務を担当していて公文書館をよく知っている人、または、公文書館てなに？という人など色々だと思います。実は、よく知らない職員の方が多いのが実態で、公文書館は、職員の皆様の理解や協力なしに良い仕事をしていける訳がありませんので、職員向けに情報を発信することにいたしました。不定期ですができるだけ長く続けていきたいと思いますので、質問やご意見等も是非お寄せください。

## いったい公文書館でどんな施設なの？

公文書館は、公文書館法で定められた公的な施設です。公文書館法では「歴史資料として重要な公文書等を保存し閲覧に供する...」となっており、区民共通の財産である公文書を中心に収集・保存していく施設であるとされています。公文書を中心とする資料の収集・選別・保管・整理を行い、利用者への資料提供や資料の調査研究をするのが公文書館の仕事です。

公文書等の行政資料は、現在も情報公開のために大切に保管されていますが、その保管は保存年限までとされています。公文書館は、保存年限が経過し本来失われるべき運命にあった役所の資料の中で、価値あるものは保存し、見たい方に見ていただけるしくみを提供する施設です。広い意味での情報公開を推進する施設であるといってもよいでしょう。

日本の公文書館の現状は、世界の水準に非常に遅れていると言われていています。欧米の公文書館は、図書館・博物館と共に三大文化施設とされるほど住民にポピュラーな施設ですが、わが国ではあまり知られていません。都道府県レベルでは約半数ほど、市区町村機関になると全国でも20館足らずしかありません。全体の1%にも満たないというのが現状です。このような水準ですから当然のように、板橋区公文書館は都内区市町村レベルで初めて唯一の公文書館となりました。

行政の記録を歴史資料として残し、区民が活用できるようにする。しかも時間軸を越えて未来の区民のためにも情報を残していきます。行政経営上の観点からも、正確性や効率性が図れる職員利用が可能となります。このような施設を持ったことの意義は大きく良好な行政経営をしていることのバロメーターともなるのではないのでしょうか。そうして、あなたの作成した文書が歴史資料となるかもしれないのです。

公文書館は、産文ホール7階にあります。ふらっと立ち寄ってみてください。